

◎新潟県告示第828号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成25年6月28日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
南魚沼市 南魚沼土地改良区	舞子上	農業用排水施設整備（県単農業農村整備「かんがい排水」）事業	平成25年5月22日